令和７年度　職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：東吾妻町役場

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	９３．５　％
任期の定めのない常勤職員以外の職員	１５９．７　％
全職員	８３．１　％

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊「任期の定めのない常勤職員」の給料については、条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁課長相当職	１４７．７　％
本庁課長補佐相当職	９７．９　％
本庁係長相当職	９５．８　％
本庁係員相当職	８８．８　％

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	１０３．８　％
３１～３５年	８７．９　％
２６～３０年	９５．０　％
２１～２５年	８８．６　％
１６～２０年	０．０　％
１１～１５年	９７．１　％
６～１０年	９４．６　％
１～５年	１０９．９　％

【説明欄】

・男女の給与の差異＝女性の平均年間給与÷男性の平均年間給与で算出している。
・任期の定めのない常勤職員：一般職員
・任期の定めのない常勤職員以外の職員：再任用職員及び会計年度任用職員
・職員の給与は、条例等に基づき決定しており、制度上は職員の給与の男女の差異は生じないが、諸手当の受給状況及び男女の構成比等により、職員の給与の男女の差異が生じている。
・会計年度任用職員として幼稚園教諭や保育士の割合が高く、その多くが女性のため任期の定めのない常勤職員以外の職員の給与の差異に影響が出ている。
・診療所医師（女性）について、勤続年数２年の項目で区分しているため、該当項目の給与の差異に影響が出ている。

＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。